

## 会 議 録

会議の名称	令和2年度 第3回 所沢市いじめ問題対策委員会
開催日	令和2年11月5日(木) 13時30分から 16時30分
開催場所	所沢市役所 604会議室
出席者の氏名	赤堀 侃司・桂川 泰典・菅野 純・木村 幸子・小中 淳子・小林 治 小林 ヒデ子・武弓 清貴・長尾 由紀子・山崎 雄一郎・島 吉孝・末竹 眞智子
欠席者の氏名	なし
議 題	協議及び報告 (非公開) (1) 令和元年に発生した市内中学生の事案について (2) 平成30年に発生した市内中学生の事案について (公開) (3) その他 第1回生徒指導に関する調査より
会議資料	・次第 ・所沢市いじめ問題対策委員会・調査員報告(中間) ・平成30年事案・調査報告(修正点) ・令和2年度第1回生徒指導に関する調査より ・学校における携帯電話の取扱い等の見直しについて
担当部課名	教育委員会 教育長 大岩 幹夫 学校教育部 部長 出居 正之 学校教育課 課長 関根 祐一 主幹 伊東 真吾 副主幹兼指導主事 大庭 真紀子 指導主事 毛塚 大 下田 宏 安全安心対策推進員 平塚 俊夫 山口 勝彦 酒井 通 教育センター 担当参事兼所長 長谷川 陽子 指導主事 坪井 健  —連絡先— 学校教育課 04-2998-9238 教育センター 04-2923-2396

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局  教育長	<p>○情報公開条例第7条2に該当 「個人に関する情報」を多く含む内容となるため、一部を除き、非公開で行った。</p> <p>1 開会</p> <p>2 挨拶</p> <p>今回は、令和元年に発生した市内中学生の殺傷事件について、所沢市いじめ問題対策委員会調査員の皆様にお越し頂いた。これまでの対応状況や報告書の進捗等について報告していただく。</p> <p>平成30年に発生した市内中学生の転落事故については、前回の本委員会において、委員の方々にいただいたご意見を受け、完成した調査報告書を、先月6日に、菅野委員長・武弓副委員長より受け取り、熟読した。教育委員会としては、再度このようなことがないように、今年度より推進している「心のエネルギープロジェクト」や「学び創造アクティブプラス」を通し、教員の資質向上を図り、子供たちの自己肯定感を育むことのできる教員の育成に力を入れて取り組んでいる。また、昨年度より新たに取り組んでいる「市スクールカウンセラー」や「教育相談アドバイザー支援事業」を活用し、各学校における教育相談的な支援や、組織的な対応が促進できるよう、推進しているところだが、いただいた報告書の内容を踏まえ、なお一層の改善に向けた努力を続けなければならないと痛感している。</p> <p>本日も、本市の子供たちのために、忌憚のない御意見・御提案をいただき、お力添えをいただきたい。</p>
議長 事務局 委員	<p>3 協議及び報告</p> <p>(1) 令和元年に発生した市内中学生の事案について</p> <p>(2) 平成30年に発生した市内中学生の事案について</p> <p style="text-align: right;">} 非公開</p>
事務局	<p>(3) その他</p> <p>・第1回生徒指導に関する調査より</p> <p>市内小中学校の生徒指導の状況についてお伝えする。資料3は、埼玉県が実施した第1回生徒指導に関する調査における、所沢市の結果となる。調査期間は、令和2年4月1日から令和2年7月31日までとなる。</p> <p>まず、暴力行為について。小学校における7月末時点での暴力行為の合計件数は73件、昨年同時期の110件に比べ37件減少している。しかし、新型コロナウイルス感染症による臨時休業により実質の調査期間が昨年度より2か月短くなっていることを踏まえる必要がある。仮に、4月5月に学校の教育活動が通常通り行われていたとして、6月7月分の件数を単純に倍とすると、件数は146件となる。昨年度同期の件数が110件のため、結果36件増となり、余談を許さない状況であることが分かる。また、暴力行為を起こした小学生57名のうち、20%にあたる12名が、2回以上繰り返して暴力行為を行っている。</p> <p>中学校における7月末時点での暴力行為の件数は25件だった。昨年度同時期の41件と比べ16件減少しているが、こちらも同様に、単純に件数を2倍すると50件となり、一概に減少しているとはいえない。学年別にみると、25件のうち半数以上の14件が1年生によるものとなっている。</p>

暴力行為を予防する日常的な指導の工夫としては、例えば、授業を大切にするためのルールの確立や、明るく清潔な雰囲気の校内環境づくり、定期的な校内外の巡視などがあげられる。日ごろから暴力行為の兆しを見極め、未然に防止する体制づくりを行うよう、継続的に学校に指導している。個別の対応についても、学校教育課や教育センター教育相談室の指導主事、心理士が、各校の生徒指導部会に参加したり、配慮を要する児童生徒に対する支援方法を助言したりしている。

次にいじめの認知について申し上げる。小学校における、7月末時点でのいじめの認知合計件数は891件であり、昨年度同時期の1008件と比べ67件減少している。しかし、臨時休業の影響を踏まえて考えると、こちらも一概に減少とは言えない状況にある。学年別、性別ごとにみると、1年男子が一番多く、学年が上がるにつれて減少が見られる。いじめの内容については、全体の54%にあたる545件が「冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」となっている。次に多いのが「軽くぶたれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」の157件、全体の16%にあたる。

中学校における、7月末時点でのいじめの認知の合計件数は22件で、昨年度同時期の135件と比べ113件減少している。学年別、性別ごとにみると、1年女子が6件と一番多くなっている。いじめの内容については、22件のうち、全体の52%にあたる14件が「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」となっている。次に多いのが、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」の6件となっている。中学校では、ネットトラブルが深刻になっているということが分かる。

続いていじめの解消について。「いじめにかかる行為が止んでいる状態が、相当な期間、すくなくとも3か月は継続している」こと、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない」ことの2点が満たされていることが、いじめの解消の条件となる。今年度は、すべてのいじめの認知が6月以降だったため、この調査時点では、いじめの解消の条件を満たしていない。また、初期対応の不十分さから、すぐに対応できたようなケースが、長引いてしまっている状況も見られる。各学校には、初期対応において、双方の家族に対し、丁寧に事の経緯や指導した内容を説明する、また、相手の主訴に対して、適切かつ迅速に、組織的に対応をするよう指導している。いじめの認知については、令和元年度の解消状況も記載してあるので、ご確認いただきたい。

次に不登校について申し上げる。小学校における、7月末時点の不登校の合計人数は28人、昨年度同時期の58人に比べ30人減少している。28人のうち、71%にあたる20人は、前年度からの継続ケースである。

中学校における、7月末時点での不登校の合計人数は108人、昨年度同時期の170人と比べ62人減少している。108人のうち、91%にあたる98人は、前年度からの継続ケースである。

不登校についても臨時休業の影響を踏まえて考えると、一概に減少したとは言えない状況にあるため、引き続き丁寧に支援を行っていく。不登校の未然予防の対策、早期対応として、発達に課題を抱えている児童生徒が多くみられることから、教育相談や特別支援教育担当の先生とも連携し、組織的な対応を各学校に指導している。また、ケースによっては教育センター教育相談室や医療などの専門機関へつなげるよう助言をしている。

続いて、携帯電話の取扱いについてご報告申し上げる。資料の通り、令和2年7月31日付けで、文部科学省初等中等教育局より、学校における携帯電話の取扱い等についての通知が発出された。文部科学省では、自然災害や児童生徒が被害者となる犯罪の発生等に対応する

ため、携帯電話を登下校中などの緊急連絡手段として活用することが期待されている現状を踏まえ、学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議を設置し、その取扱い方法について検討をしてきた。今回の通知は、その審議結果を踏まえたものになっている。校種ごとの携帯電話の取扱いの概要については、小学校は原則持ち込み禁止、中学校は、原則持ち込み禁止とするが、一定の条件について学校と生徒・保護者間で合意がなされている場合は、学校への持ち込みを認める考えが示された。それを受け、所沢市教育委員会では、児童生徒に対し、携帯電話使用にともなうトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処、よりよい人間関係づくり等に関する指導に、これまで以上に積極的に取り組みつつ、各学校における携帯電話の取扱いがより適切に行われるよう、年度内を目途に、基本的指導方針の策定を進めていく。教育委員会としては、指導方針の策定には、各学校、保護者、地域の代表者や有識者等が、共通理解を深めながら、協力してルールづくりを進めていく必要があると考えている。そこで、本日、学校に於ける携帯電話の取り扱いについて、皆様のご意見を頂戴したいと考えている。なお、各学校は、市の基本的指導方針を参考に、学校や地域の実情に応じたルールや方向等を定め、保護者と連携し、携帯電話の適切な使用に関する指導をしていくこととなる。充実した指導方針が完成するよう、忌憚のないご意見をいただきたい。

埼玉県教育委員会より、昨年度県内では児童生徒による自殺が20件発生したとの情報提供があった。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、例年よりも多くのストレスを抱えている児童生徒が多くいると考えられるため、自殺予防は生徒指導上の喫緊の課題である。アンテナを高くし、組織的に対応していく。また、要保護児童対策連絡協議会に於いては、芸能人の自殺が相次ぎ、確実に影響が出ているという話もあった。今年度、市内小中学校でも、自傷行為や希死念慮の案件が例年より増えている。現在解決したものがあるが、健やか輝き支援室や教育センター教育相談室が、各学校の生徒指導部会や教育相談部会に参加し、対応中の案件もある。そういった状況を踏まえ、10月28日の生徒指導研修会では、埼玉県立精神保健福祉センターの臨床心理士 阿部正信様に「児童生徒の自殺予防と学校の役割」についてご講演を頂き、各校生徒指導主任に対して、自殺予防の啓発を行った。

新型コロナウイルス感染症は様々なところに影を落としており、教育委員会としても、慎重に実態の把握と支援、対応を行っているところである。臨時休業明けに、心理士と市のスクールカウンセラーが中心となって作成した「心と体の健康調査」を全校で実施し、状況把握を行った。それを支援に生かしていく。また、偏見や差別を許さないための教育委員会メッセージ」や、ストレスとの付き合い方を分かりやすく説明する漫画を作成するなど、様々な取り組みを進めてきた。今後も、児童生徒への影響を注視しながら、学校への支援を行っていく。

以上、健やか輝き支援室から、市内小中学校の生徒指導の状況についての報告を終了する。今のご報告について、意見、質問をいただきたい。

議長  
委員  
事務局  
委員  
事務局  
委員  
委員

不登校についてのところは、いつもどおり30日以上でカウントしているのか。

そうだ。

暴力行為、対教師が12件。教員は、怪我をしているのか。

怪我をしたとの報告は、上がっていない。

予防策として、授業のルールづくりとあったが、同じ中学校区の中で、授業のルール作りの擦り合わせを行うことが大事だと思う。

いじめの認知件数で、小1が179人というのは驚いた。今年の1年生が落ち着かないというのは、人間関係対応能力がまず育ってないのではないか。臨時休業中にどのような家庭生

	<p>活をしてきたのかなというところ、その空白の部分があったうえで、突然学校が始まって、さあ授業進めますよ、となっても難しい。私にはそう思える。その辺を、各学校がどう捉えているのか。それがやがて来年、再来年と積み重なっていく。各学校が振り返っていかないと、このまま行ってしまったら、いじめの件数が179件という数が、今後もっと増えないかと、複雑にならないかという心配がある。人間関係対応能力が低い、あるいは自分が思っている事は沢山言うのだけれども、相手の声を聞かない子どもたちが多いなという感じがする。それが、対教師に出ている場合もある。教育委員会にも、学校の情報を集めながら、また状況を報告していただきたい。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>この調査は、年に何回やっている調査なのか。 各学期に1回だ。1回目と2回目は県の方での実施、3回目は年度末に、市の独自調査として行っている。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>年度末に、これらの調査結果をまとめた報告書は出るのか。 まとめて冊子にする事はしていない。</p>
<p>委員</p>	<p>調査はいいことだと思うが、結果をどう考察するのかという観点が必要だと感じる。中学校でいじめが22件と大きく減っているのは、何の影響によるのか。4月、5月が無かったという数だけの問題だけではない、何かしら別の要因があるのではないかなと思う。こういうことが影響したかもしれないという辺りを検証して、次に繋げていくということが大事と考える。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご指摘、感謝する。</p>
<p>委員</p>	<p>いじめで、コロナに関するからかいとか、そういう風なものは、あったのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>各学校から、コロナに関連するいじめという報告は、上がってきていない。</p>
<p>委員</p>	<p>暴力行為とは、どのようなものなのか。また、調査に学校間の格差があるように感じるが。</p>
<p>事務局</p>	<p>暴力行為の定義については、言葉の暴力というよりは、いわゆる有形力になる。器物に対して、例えば「壊した」という有形物への行使が、暴力という風に定義されている。</p>
<p>委員</p>	<p>また、学校間の数の差があるかということだが、いじめの認知については、かなり認知レベルというか、アンテナレベルにおいて、学校間であったり自治体間であったり、あるいは県の単位であったりして差があるという事が言われていた。それについては、「いじめ」は積極的に認知すること、軽微なものであっても認知することということを、各校に数年かけて指導してきたため、市内における格差は少なくなってきたと感じている。暴力行為の認知に関しては、いじめの認知に伴う形でアンテナが高くなってきている学校があるという感覚はあるが、まだまだ学校間の差というのが有るという印象を受けている。</p>
<p>委員</p>	<p>調査の項目の中に、自分が受けたという認識で書く欄と、他人が受けているのを見たという様な項目があるか教えてほしい。</p>
<p>事務局</p>	<p>県の調査は、暴力行為が何件あったかということ把握する調査である。</p>
<p>委員</p>	<p>それ以外に、各校に於いて、「仲良しアンケート」といったものを、毎学期実施している。その中には、いじめや暴力行為に関して、「見たことがありますか」という項目を設けたアンケートで調査している。各学校では、それを基に、児童生徒に聞き取りを行ったり、指導をしたり、といった取り組みを行っている。</p>
<p>委員</p>	<p>携帯電話について伺いたい。小学校も中学校も、原則持ち込み禁止ということだが、むしろ、禁止されたものを持ち込んだ場合、どう対処するかということについては、各学校に指示しているのか。つまり各学校や教師は、持ってきた子にどう対処するかということと、迷うことが多いと思う。</p>

事務局	<p>現段階では、持ってきた子に対してペナルティーと課すということはない。今後については、ここにある4つの条件を満たした上で、認めていく形となるため、何らかの形で届け出る方法を作るなど、市としても検討を進めている。</p>
委員	<p>では、所沢市教育委員会としては、今後、携帯電話の持ち込を前向きに検討して行くということか。各学校や有識者には、そのための持ち込みルールを検討しなさいという風に投げかけていくということか。</p> <p>個人的な意見ではあるが、持ち込みは良くない、これだけSNS等でのトラブルがある段階で、どこまでそれに対する防波堤があるのかということも不安である。国の方針がこうだからということではなく、市としてもっと縛っていくという判断があってもいいと思うし、教育委員会でももう少し時間をかけて、情報を集めながら検討して行ってほしい。</p>
事務局	<p>基本的には、小学校、中学校とも原則禁止という風に考えている。ただ、例外的に持ち込みを認める場合、どう認めていくのか、また、各学校でルール作りをしていく上でどういう点を考慮していくべきなのか、という事については、市で基本方針を示していく必要があると考えている。他市町村、都道府県のケースも現在調査中である。この場でも、様々なご意見をいただければと考えている。</p>
委員	<p>この間、ある社会人の方から、携帯電話の学校持ち込みに対して否定的な意見を聞いたことがあり、教育委員会として前向きに取り組んで行くのか、という事が聞いてみたかった。</p>
事務局	<p>市議会でも、9月議会の一般質問の中で、取り上げられた。今回の通知においても、原則禁止という事は変わっていないという前提なのだが、議員によると、報道等の聞き方によっては、携帯持ち込みが許可される、と受け止めている方が結構多い現状がある、とのことだった。</p> <p>ただ、持ち込む事によるメリットもあるため、仮に持ち込みを許可することを考えていく場合は、資料にあるように4つの条件の手順をしっかりと踏んで慎重にやってください、といった対応が今回の通知の内容となっている。</p>
委員	<p>教育委員会としては、できれば年度内には方針を出していきたいと考えている。ただ、現実的に、各学校は、コロナ対応で手いっぱいなので、ここで改めて携帯を持ってきてよいかどうか検討してと言われても、結構厳しいと考える。年度内には市の方針を定めたいと考えているが、すぐに各学校で判断して出してくださいというよりは、できるだけ色々な方のご意見を頂いて合意形成を図ってどういう方向に行くか検討したい、と考えている。本日、意見を伺いたいとお願いしたのもそのためである。</p> <p>親として、持ち込み条件に関して、ある程度はっきりした項目にしていただきたいという事と、学校内では預かるという様にして頂きたい、ということを望む。最近の子どもは、安易というか見せびらかすとか、あの子は持ってる、持ってこないとお友達がつて言う様な、ちょっと緩くしてしまうと全部が緩くなって、持ってこないと仲間に入れない、という様な事も実際起きかねない。そういうのが無いように、基準をかなり厳しくしていただかないと、ちょっと緩めるだけで、色々な所が緩んでくるかなと心配になるので、基準をかなり具体的に頂いた方が良くかなと思う。</p>
委員	<p>普段小学校で、放課後、子供の見守りをしているが、今現在も、いくら原則持ち込み禁止といっても親が必要な物だということで、カバンに入れている家というのは結構ある。遊びに行くと、校庭で遊んでいるときに写メを撮っていることもある。また、携帯がなくなると、誰かが盗ったんじゃないかとか騒ぎ出す。学校に持って来てはいけない物を持ってきているのだから無くなったのなんのと言われたって、それは知らないよと話す、やっぱり騒ぎに</p>

<p>委員</p>	<p>なっている。何ちゃんが、携帯持ってきているなんのという出来事は結構起こってて、今の親はその必要性を主張しているが、よほどしっかりしたルールづくりをしないといろいろと問題が起こるだろうなというのを感じている。</p> <p>携帯なんか持って来ちゃだめだとずっと思っていたが、様々な面があると思うようになった。昨今、登下校時の事故を含めて、親への緊急連絡手段として。</p> <p>例えば、私たちがよくみる注意欠陥多動障害の人たちというのは、黒板に書いたことを写すことがなかなかできない。例えば、大学なんかではよく言われる、写真で撮れと。携帯で写真に撮ってそれをノート代わりにするようなことを指導したりする。そういう発達障害とか、そういうのある人たちにとっては、もしかすると携帯が必要な道具かもしれない。</p> <p>だから、確かにSNSとか、私の歳から見ると悪い面がすごく見られるが、たぶん利点もあると思う。私も原則は持ってこないで、または学校に本当に必要な人は預けておいて帰りにまたもらうというのでいいと思うが。簡単には決められない問題も含まれていると思うので、これだけ日常に必要な道具になっているのだから、慎重に検討された方がいいと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>どうしてもルールを設定するというと、禁止するルールが思い浮かぶが。やっぱりこの問題に関しては、使用する時のルールをしっかり定めることが重要だと考える。この場面でこういう機能を使うということに関しては許可します、というような。具体的な場面、具体的な機能を指定するとよいと思う。</p>
<p>議長</p>	<p>所沢市の場合、こういうような携帯の取扱いというのは、どこの部署が担当するのか。生徒指導部会のようなところでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>安全については、健やか輝き支援室が担当することになる。生徒指導を主に担当しているため、原案を作成していきたいと考える。貴重な意見もいただいたため、それらを含めてもう一度こちらの方で検討させていただく。</p>
<p>議長</p>	<p>学校にもフィードバックされるのか。学校からの声を聞かないとまた違ってきてしまう。</p>
<p>事務局 委員</p>	<p>校長会等と意見交換しながら、ということになると思う。</p> <p>あくまでルールをつくるという方向での議論が進んできたのだろうが、原則禁止、例外で許可、みたいになると思うがリスクを承知の上で使え、ということを知らせるようにすべきなのではないかと思う。例えば、携帯の本体そのものは10万円以上するが、机の上に置いておけば小学校1年生が10万円の札束を置いているのと同じ状態になる。すると盗難のリスクもあるだろうし、10万円の高価なものを、例えばiPhoneだと割れ易いということをご存じの方が多と思うが、床に落とせば画面が粉々になってしまうというリスクもあるわけだ。そうすると、そういうことも承知の上で子供に持たせてほしい。SNSをやってそれがいじめに発展するリスクもあるわけだし、授業中にそれでふざけて破壊されることもある。極端に言えば、そういうこともすべて承知の上で子供に持たせてほしいということ。そういうルールで決めきれない部分、ルールを決めていてもそれを破るリスクがあるということも承知の上で、使い方について子供たちが自分で管理できる、親の管理の下でそれが使える、ということが大切。そのリスクを学校に背負わせないでください、ということも、きちんとルールとしておかなければならないのではないかと、思う。そうしないとなかなか実態にあった運用ができないんじゃないかなと議論を聞いて思った。</p>
<p>議長</p>	<p>いただいたご意見を踏まえて、事務局にいて、様々な活動からより一層の研究をしていただき、所沢市の子供たちの健全育成に資していただきたいと思う。</p> <p>それでは、議長の任を解かせていただく。</p>

4 連絡

第4回の開催日時について

・令和3年2月16日（火）13：30

5 閉会